川崎市ゴルフ協会 平成 24 年度第 2 回研修競技会 競技規則

(競技の条件)

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカル・ルールを適用する。

- 2. プレーの中断と再開
 - (1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8 b、 \mathbf{c} 、 \mathbf{d} に従って処置すること。
 - (2) 険悪な気象状況にある時は、競技委員会の話し合いにより中断もしくは中止する事がある。
 - (3) プレーの中断と再開の合図

通常のプレー中断 : サイレン及び競技委員会を通じ競技者に連絡する

険悪な気象状況による中断 :

プレーの再開: "

- 3. 悪天候などの理由により、競技委員会が途中中止を決定した場合は、やむを得ず9ホール 終了時点で競技を成立させることがある。
- 4. 当日の使用テーは、男子は青マークテー、女子は白マークテーとする。

(ローカル・ルール)

- 1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- 2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。(プレー禁止区域とする。)
- 3. ラテラルウオーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。 線と杭が併用されている場合は線がその限界を表示する。
- 4. 排水溝は動かせない障害物とする。
- 5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
- 6. 電磁誘導カート用の2本のコンクリート軌道は、全幅をもってカーと道路とみなす。 球がこのカーと道路の上にある場合、競技者はゴルフ規則24-2b (i) の救済を 受けなければならない。本項の違反の罰は、2打。